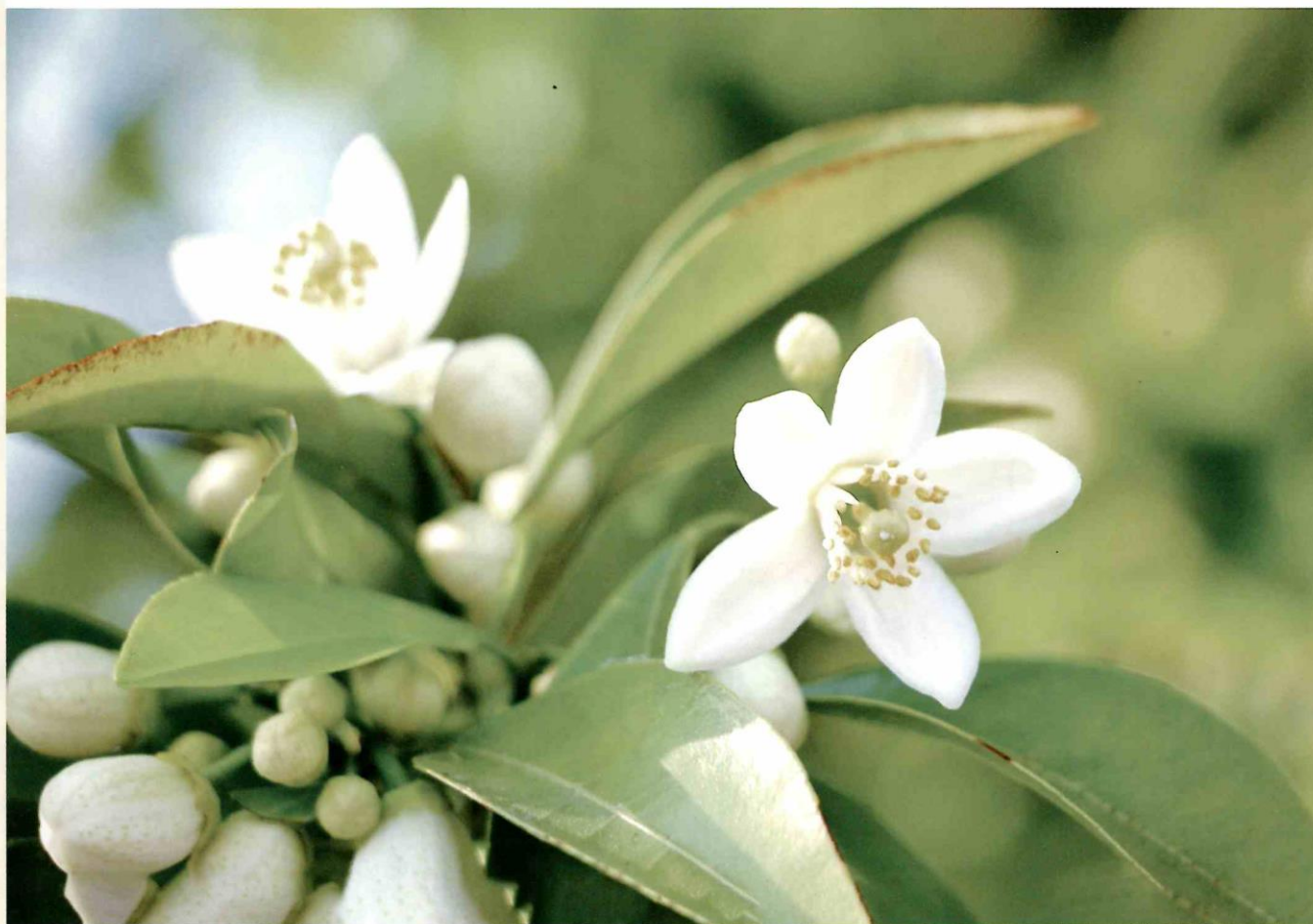


大切な想い、あなたの遺志を赤十字が未来に繋げます

遺贈・相続財産寄付 のご案内



日本赤十字社 愛媛県支部
Japanese Red Cross Society

皆様の尊い遺志を未来へ繋ぐ…

ご自身や故人の思いを広く社会に役立てるために

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」という尊い申し出が増えていきます。相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思に基づき、社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信頼できる団体に寄付したいという思いは共通しています。日本赤十字社愛媛県支部は、このような尊いご意思に応えるために遺言によるご寄付(遺贈)や相続財産のご寄付を承っております。

◎ 遺言による寄付

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを「遺贈」といいます。遺言による相続は、民法が定める法定相続の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社愛媛県支部を指定することができます。

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成する必要があります。「公正証書遺言」や「自筆証書遺言」がありますが、**遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。**遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。



ご寄付いただいた財産は、 非課税となる税制上の措置があります

遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内)に日本赤十字社に寄付した場合、**ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません(税制上の優遇措置が適用されます)。**適用には、相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付する必要がありますので、日本赤十字社愛媛県支部までお問合せください。

【相続財産寄付に関する証明書】

証明書

住所 ○○県○○市○○町○○
氏名 ○○ ○○様

この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。

記

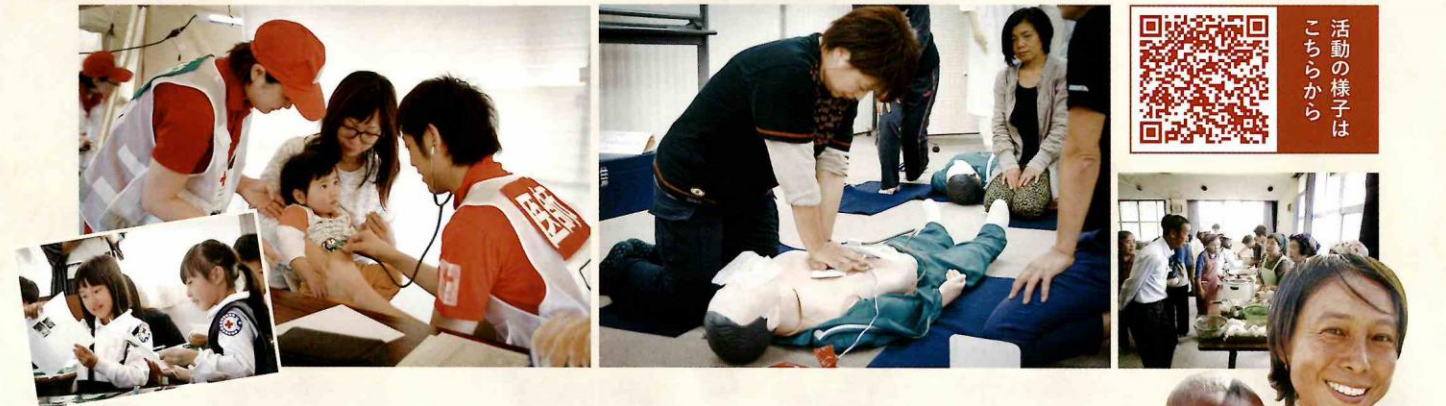
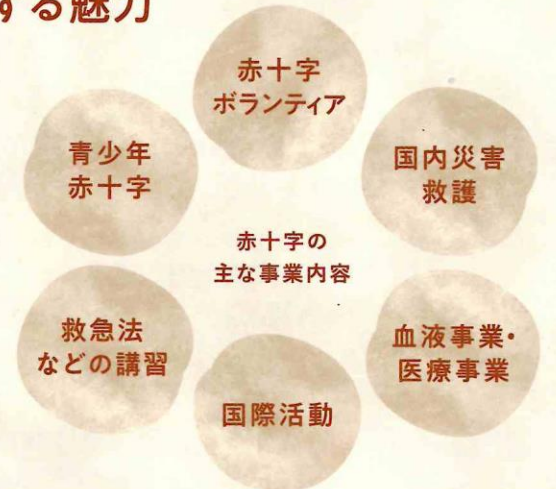
1. 寄付受領日 ○○年○○月○○日
2. 寄付金額 ○○○○○○○円
3. 寄付金額の明細 現金
4. 寄付金の使途 日本赤十字事業資金

○○年○○月○○日

日本赤十字社
社長 清家 篤◎

◎ 日本赤十字社 愛媛県支部に寄付をする魅力

日本赤十字社は、1877年の西南戦争での負傷者救護に端を発し、現在は皇后陛下を名誉総裁とし、**190以上の国と地域に広がる世界最大の人道支援ネットワーク**と、140年以上にわたり積み上げてきた救護力や組織力を生かして、国内外における災害救護をはじめとして、苦しんでいる人々を救うために幅広い分野で活動している団体です。愛媛県支部に寄せられたご寄付は、被災地支援はもちろん、地域の防災・減災の普及、医療・福祉活動の推進、献血・ボランティアなど、**愛媛県民の健康・福祉の増進に活用されます。**私たちが大切にしたいのは「かけがえのない命」であり、広めたいのは「救いたいという優しい気持ち」です。どうか皆様の思いを、私たち赤十字に託してください。



日本赤十字社愛媛県支部を通じて、慣れ親しんだ愛媛のために、そして苦しんでいる人を救うために、役立てることができます。



「遺言執行者」は専門家へのご相談をお勧めします

受遺者は「日本赤十字社愛媛県支部」とご記載ください

【公正証書遺言の作成例】

〇〇年 第〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇囀託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言の趣旨の口述を筆記して、この証書を作成する。

第一条 遺言者は遺言者が所有する左記〇〇〇〇を
左記受遺者 日本赤十字社愛媛県支部に遺贈する

記

(遺贈する財産の表示)
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

(受遺者の表示)
受遺者 日本赤十字社愛媛県支部
主たる事務所 愛媛県松山市岩崎町二丁目3番40号
右代表者 支部長 〇〇〇〇

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

記

(遺言執行者の表示)
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

(中略)

遺言者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
証人	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
証人	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
公証人	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(中略)

〇〇法務局所属

遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印します

支部長名については日赤愛媛県支部へお問合せください

よくあるご質問

Q 遺言執行者(責任をもって遺言を実行する人)はどのように選ばいいのですか？

信頼のできる方をご指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実現するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要になりますので、法律に詳しい弁護士・司法書士・行政書士や専門機関である信託銀行などに依頼することをお勧めしております。なお、遺言執行の専門家ではないため日本赤十字社を遺言執行者に指定することをご遠慮願います。

Q 現金以外の寄付は受け付けていますか？

遺贈の場合、遺言書には不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価換金し、必要経費・税金を控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。非現金の寄付については、遺言執行者(または相続人)が換価処分(現金化)し、そのために必要な諸費用と税金を差し引いた金銭にてご寄付いただくようお願いしています。遺言執行者に換金が難しい場合は事前にご相談ください。

Q ひとり身で財産を残す人がいないのですが？

相続人のいない方の財産は、遺言書がないと原則として国庫に帰属します。遺言書を作成することにより社会貢献活動を行う団体などに財産を残すことができます。遺言書の内容を実行する遺言執行者を指定し、亡くなった後に各種手続きを行う死後事務を委任契約される方が多いようです。

相続寄付者・遺贈者のお声



(80代・男性)

テレビで地震被害に遭われた人たちを見て、胸が引き裂かれるような思いだったとき、被災地で活動する日赤を見て遺贈を決めました。日赤なら1人でも多くの被災者を救ってくれと信じています。



(50代・女性)

「社会への恩返し」が口癖で、退職してからも、体調を崩すまでずっと地域のために活動し続けた父でした。父の最期の願いを託され、多くはありませんが、日赤さんに寄付をしたいと思います。

担当者メッセージ

このたびは日本赤十字社愛媛県支部の遺贈・相続財産寄付のご案内をご覧いただきありがとうございます。私たちは、皆様のご遺志や思いを、赤十字の活動を通して、次の世代へ繋げていくお手伝いをさせていただきたいと思っています。まずはお気軽にご連絡ください。



お問い合わせ

 **日本赤十字社** 愛媛県支部
Japanese Red Cross Society

TEL.089-921-8603

平日9:00~17:00(土日祝日除く)
〒790-0854 愛媛県松山市岩崎町二丁目3番40号